

／ 鹿島での新生活を応援 ／

結婚世帯の 新生活にかかる費用を補助します

鹿島市結婚新生活支援事業補助金

令和7年4月1日～令和8年3月31日に支払った
住居費・引越費用・リフォーム費用が対象です



婚姻時の年齢が夫婦共に
29歳以下

最大**60万円**



婚姻時の年齢が夫婦共に
39歳以下

最大**30万円**

詳しくは裏面を確認 →

鹿島市結婚新生活支援事業補助金

対象費用

令和7年4月1日～令和8年3月31日に支払った以下の費用の合計額
※対象費用の1,000円未満切捨て

① 住宅費用

婚姻を機とした住居取得費、賃料、敷金、礼金(保証金等含む)、共益費、仲介手数料

② 引越費用

婚姻を機とした引越し(本市への転入または本市内での転居)に要した費用のうち、
引越業者・運送業者に支払った費用

③ リフォーム費用

婚姻を機とした住宅リフォームに要した費用のうち、
住宅機能の維持・向上を図るために行った工事費用(修繕・増築・改築・設備更新等)

対象者

以下の全ての項目に該当する人

- ☐ 令和7年1月1日から令和8年3月31日の期間に結婚した夫婦
- ☐ 婚姻日における夫婦の年齢が共に39歳以下であること
- ☐ 申請日時点で夫婦ともに鹿島市に住民票があること
- ☐ 住民票の住所が申請にかかる住宅の所在地となっていること
- ☐ 補助金交付決定日から2年以上継続して市内に居住する意志があること
- ☐ 夫婦の所得が合わせて500万円未満であること ※条件あり
- ☐ 申請日時点で夫婦ともに市税の滞納がないこと
- ☐ 公的制度による家賃補助等を受けないこと
- ☐ 夫婦の一方又は双方が過去にこの制度に基づく補助金を受けたことがないこと

申請期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

必要書類

鹿島市HPから確認・ダウンロードしてください(窓口受取も可)

申請方法

必要書類を下記へ提出(郵送 または 窓口)



鹿島市HP

本チラシ記載以外の諸条件があります(対象費用・対象者等)
まずはホームページをご確認ください